

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成13年12月27日(木)
午前9時30分～午前11時50分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「大阪府警察の巡査部長が、12月1日、特別公務員暴行陵虐罪で逮捕され懲戒免職となった事案に関し、同府警察は、本日、上司8人を警務部長訓戒等の措置とする予定である。また、同府警察では、国家公安委員会の了承が得られれば、本日、警察署長を本部長注意の措置とする予定である。」旨の説明があり、原案どおり了承した。

(2) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、

書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 平成14年度警察庁予算(案)の概要について

警察庁から、「地方警察官4,500人の増員等を内容とする平成14年度警察庁予算(案)の概要」について報告があった。

委員から、「今回増員が認められた4,500人は大変な数であり、有効に活用してほしい。」旨の発言があった。

(2) 平成14年政策評価運営方針案について

警察庁から、「『国家公安委員会・警察庁における政策評価実施要領』に基づいて作成する平成14年政策評価運営方針案等」について報告があった。

この報告に対し、各委員から次の旨の発言があった。

委員

今回の政策評価は法律で定められた範囲で行うものか、それとも警察庁がその範囲を超えて行ってよいものなのか伺いたい。また、今回「警察活動を支える人的基盤の強化」についての評価も計画しているか伺いたい。政策評価とは、国民のニーズに応え、治安維持の仕事ぶりを国民に示すとともに、その実態を国民に理解してもらう機能もあると思う。地方視察の際、休日がとれず、過労死する方もいるという話も聞いているが、人員不足で休日がとれない状況にあることや、OB・OGの再雇用の必要性を広く知ってもらう必要があるし、他の役所等が受理すべき相談業務への対応等についても警察本来の業務に影響を及ぼしているということも評価を通じて国民に説明する必要がある。さらに、国家公安委員会が、大綱方針として今年の重点課題等を設けて、これらを政策評価の項目に盛り込

んでもよいのではないか。

委員

この運営方針案の重点事項に、暴走族対策をもっと大きく項目立てをして、それらに対する政策評価については是非検討してほしい。暴走族問題が非常に深刻である旨、先般埼玉県警察往訪の際にも説明を受けている。

委員

国民の関心からすると、暴走族対策を大きく項目立てした方がわかりやすく、警察の意思が伝わってくると思う。この問題は警察庁内の各局にも関係するので、プロジェクトチーム等による対応が必要であろうし、国土交通省等の協力も必要であると思う。暴走族対策について国全体で取り組むなどの意思を示して、成果を大いにPRしてはどうか。

各委員の発言に対し、警察庁から、「御指摘のとおり、各省庁がやっていないから警察庁でもやらないということではなく、必要なものは独自でやっていくということである。現在は、試行的に行った平成13年分も含め、独自に行っているが、来年4月のいわゆる政策評価法施行後は、再度改めて国家公安委員会・警察庁として政策評価の主体となる。また、人的基盤の点については、御指摘のとおり休暇がとれていない実情があるため、処遇の改善も必要である。警察に対する相談とはどのようなものが対象となるのか等についても周知していく必要がある。さらに、御指摘の重点課題については、国家公安委員会規則や今回のような政策評価に関する実施要領等の形式で大綱方針を示していただき、運営重点についてはこの大綱方針の下に警察庁が業務を推進していくという関係になると思われる。御指摘の暴走族対策の項目立てについては、この計画に全く入っていないわけではないが、さらに内容を充実し、報告書に重点的に書き込むこととし、今後、大

項目への格上げも検討したい。計画としては本方針案で着手させていただきたい。」旨、説明があった。

(3) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「静岡県警察の巡査部長が、本年4月、不法残留外国人の雇用業者から、取締りに便宜を図ってほしい等の趣旨であることを知りながら現金30万円の貸与を受けていた等の事案に関し、同県警察は、12月20日、同人を収賄罪で、関係業者を贈賄罪でそれぞれ通常逮捕した。」旨の報告があった。

(4) 「障害者に係る欠格条項の見直しについて」に係る警備業法の一部改正試案に対する意見の募集について

警察庁から、「警備業法における障害者に係る欠格条項の見直しに当たり、その改正試案を公表し、広く国民から意見を募集することとした。」旨の報告があった。

(5) 「110番の日」の実施等について

警察庁から、「1月10日、各都道府県警察において、広報活動を通じ適切な110番通報の促進を図ることとした。」旨の報告があった。

委員から、「以前にも述べたが、一般の人々が各種相談専用電話番号である9110を覚えて利用してもらうことはなかなか難しいので、もう少しわかりやすい番号に変えてはどうか。これだけ広報しても現在の状況であれば考え直してはどうか。また、警察への緊急通報番号が国によって違うが、国際化の進展に伴って、日本が国際的な共通番号を提案してもよいのではないか。緊急非常時の通報番号は誰でもわかり、どこの国でも利用できるようにしておく必要があるのではないか。」旨の発言があり、警察庁から、「4都府県警察でサンプル調査したところ、相談電話の方法について回答してくれた相談者のうち、9110の番号で電話した方がそれぞれ約90%、約65%、

20%弱、約14%であったという結果も出ている。意外と地域的な格差があり、広報の方法に差があるのかもしれないが、この番号自体がよいのかどうかも含め、検討したい。また、国際的な共通番号の提案については、緊急通報について大別すると、『警察・消防一体型』と『同分離型』があり、日本はこの『分離型』に該当するが、その番号は国によって異なっている状況にある。さらに、日本においては、消防は市町村の組織であり、通報件数も非常に多く、技術的な問題や効率面を考えると困難な現状である。そのため、現段階で日本が国際的な共通番号を提案するのはかなり困難と思われるが、今後とも検討したい。」旨、説明があった。

(6) 金融機関対象けん銃使用強盗事件について(大阪府警察、兵庫県警察、奈良県警察、京都府警察)

警察庁から、「大阪府警察等は、12月25日、東大阪市の銀行において2人組の男がけん銃を発射し、現金約2,000万円を奪った事件で、同日、被疑者3人を強盗罪で緊急逮捕した。」旨の報告があった。

(7) 平成14年初日の出暴走取締りについて

警察庁から、「年末年始における暴走族による集団暴走行為に対し、所要の体制を確立して取締りの徹底を図ることとした。」旨の報告があった。

これに関連して、委員から、「暴走族の暴走行為に代わる『エネルギー』の発散場所の必要性について過去に意見を述べたが、外国の若者の実態を調べてみると、夜中のコートでバスケットボールをさせている例があり、日本においてもよい発散方法ではないかと思う。」旨の発言があり、警察庁から、「広島県では、暴走族条例の中に暴走族相談員制度を盛り込んでおり、これらの相談員の方々が暴走族といっしょにボランティア活動をしたり、暴走族から悩みを聞いたりしている。他県においても同種の制度を検討してもらい、民間の方々からも

できるだけ協力が得られるような制度づくりについて各都道府県警察を指導していきたい。」旨、説明があった。

(8) 九州南西海域不審船事案について

警察庁から、「本件不審船が北朝鮮の工作船である可能性もあることから、各都道府県警察に対し、関連情報の収集と警戒強化を指示している。また、鹿児島県警察においては、捜査本部を設置し、第十管区海上保安本部と合同で捜査を進めている。」旨の報告があった。

(9) 小泉総理大臣の伊勢神宮参拝をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「小泉総理大臣は、1月4日、伊勢神宮参拝のため三重県を訪問する予定である。本訪問に伴い、三重県警察等の関係警察では、所要の体制で警護警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

(10) 小泉総理大臣の東南アジア訪問をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「小泉総理大臣は、各国首脳との会談等のため、1月9日から15日までの間、フィリピン共和国等5か国を訪問する予定である。本訪問に伴い、警察では、所要の体制で警護警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

(11) 2002年ワールドカップサッカー大会第2回警備対策委員会の開催結果について

警察庁から、「昨日、2002年ワールドカップサッカー大会第2回警備対策委員会を開催し、大会警備に向けた諸対策の推進状況や今後の取組みにおける課題等について協議を行った。」旨の報告があった。

(12) 平成13年中の集団密航事件の概要について

警察庁から、「平成13年中における中国又は韓国を出発地とする

集団密航事件は、検挙件数及び人員ともに昨年と比べ大幅に増加した。」旨の報告があった。

委員から、「集団密航事件で、警察による検挙件数及び検挙人員が昨年と比べて増加している理由は何か。日中治安当局間の協力の成果とみることが可能か。」との質問があり、警察庁から、「分析は難しいが、御指摘のように関係機関等との協力がうまくいった部分もあると思われる。」旨、説明があった。

3 その他

(1) 委員から、「以前、被害者である児童の記憶を基に誘拐事件が無事に解決したという報道等があった。これについて、『将来、児童を被害者とする同様の誘拐事件が発生した際のことを考えると、警察の発表内容等について、慎重に検討すべきである。』との意見もあるので、この点配慮する必要があると思う。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘のような意見があることは承知しており、今後十分配慮したい。」旨、説明があった。

(2) 委員から、「来日外国人が日本で犯罪を犯した後、自分の国へ帰国してしまう事例に関し、代理処罰制度を用いて、当該国において同外国人を処罰してもらおうという報道があったが、私は、もう少しこのような対応が増えてもよいのではないかと思う。警察庁国際部は外国とのこのような協力関係の構築に努めているのか。また、逆に、外国で日本人が犯罪を犯した場合、代理処罰制度を用いて、日本が外国から頼まれて同日本人被疑者を日本で処罰するケースはあるのか。」との発言があり、警察庁から、「代理処罰の概念が明確ではないが、中国等に対して、日本で犯罪を犯した当該国の国民の処罰に資するため当該国との捜査協力の一環として情報等を提供する例が出てきている。国際部において御指摘の協力関係の構築に努めている。日本人の場合には、刑法の国外犯等に該当する場合には、随分以前から、外国から

資料を送ってもらって裁判を行っている。ただ、国内から外国へ逃げた者についてどの程度行ってもらえるかは国によってかなり異なる。中国に対しては、国際部が中心となって取り組んでおり、中国側も積極的に対応してくれるようになりつつある。」旨、説明があった。